

高額療養費制度とは

医療機関で支払った医療費が1ヵ月で一定額を超えた場合に、その超えた分が払い戻される制度です。

高額療養費制度の上限額(令和8年8月～令和9年7月)

高額療養費制度の見直しは令和8年度と令和9年度の2段階にわけて実施されます。令和9年8月以降の見直し内容は、改めてお知らせします。

健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合に加入している人は、ご加入の保険者へお問い合わせください。

適用区分		入院＋外来（世帯ごと） 【月額上限】〈多数回該当※〉	入院＋外来（世帯ごと） 【年間上限】	外来（個人ごと） 70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上			
区分ア	現役並みⅢ	270,300円＋（医療費－901,000円）×1% 〈140,100円〉	1,680,000円	—
区分イ	現役並みⅡ	179,100円＋（医療費－597,000円）×1% 〈93,000円〉	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	85,800円＋（医療費－286,000円）×1% 〈44,400円〉	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	61,500円〈44,400円〉	530,000円	月額上限 22,000円 （年間上限 21.6万円）
区分オ	—	36,900円〈24,600円〉	290,000円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	25,700円〈24,600円〉	290,000円	月額上限 11,000円 （年間上限 9.6万円）
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	15,700円	180,000円	月額上限 8,000円

※過去12ヵ月以内に「入院＋外来」の自己負担限度額を超えた分の支給が3回以上あった場合、4回目以降から限度額が下がります。

市民や事業者の皆さんの経済的負担を軽減することを目的に、国の物価高騰対応充填支援地方創生臨時交付金を活用して、水道料金の基本料金1期分(令和8年9月～10月請求分)を減免します。申請手続きは不要です。

対象者

御前崎市の水道事業から供給される水道水を使用している世帯や事業者。

※市外の給水区域(菊川市、牧之原市)での使用者、官公庁などは対象外です。

※下水道使用料は、減免の対象外です。



▲ホームページ

減免金額

使用している水道メーターの口径に応じて、以下の金額を減免します。

一般的な家庭では13mmまたは20mmの口径が使用されています。契約口径は、検針時にポストなどに投函される「水道使用水量のお知らせ」をご確認ください。

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
減免金額	2,596円	2,640円	3,586円	4,994円	7,876円	13,090円	26,202円	44,638円

※税込み2ヵ月分